

| | |
|------------------|--------|
| 都道府県・ 政令指定都市名 | 37 香川県 |
|------------------|--------|

時点：平成31年4月1日（特に記述のある場合を除く）

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

| | |
|---------------|---------------------|
| 局 部 課 (室) 名 | 政策部男女参画・県民活動課 |
| 担 当 職 員 数 | 4 人 (専任 2 人、兼任 2 人) |

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

| | | |
|---------------|---------------|---------------------|
| 名 称 | 香川県男女共同参画推進本部 | |
| 設 置 年 月 日・根 拠 | 平成8年4月1日 | 根拠： 香川県男女共同参画推進本部規則 |
| 長 の 役 職 | 知事 | |

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

| | |
|---------------|----------------------|
| 機 関・会 等 の 名 称 | 香川県男女共同参画審議会 |
| 設 置 年 月 日 | 平成14年5月1日 |
| 構 成 員 員 | 15 人 (女性 9 人、男性 6 人) |

問4 男女共同参画に関する計画

| | | | |
|---|-------------------------|--|-------|
| 計 画 期 間 | 平成 28 年 4 月～ 令和 3 年 3 月 | | |
| 名 称 | 第3次かがわ男女共同参画プラン | | |
| 改定・見直しの予定時期 | 令和3年4月1日 | | 未定の場合 |
| 1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である | 2 | | |
| 2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成 | | | |

問5 男女共同参画に関する条例

| | | |
|------|---------------------------------------|------------------------------------|
| 有の場合 | 名 称 | 香川県男女共同参画推進条例 |
| | 公 布 日 | 平成14年3月27日 |
| | 施 行 日 | 平成14年4月1日 |
| | 最 終 改 正 日 | 平成25年12月20日 |
| | 改 正 内 容 | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴うもの |
| 無の場合 | 改正が予定されている場合、改正予定時期： 令和 年 月 | |
| | 1. 制定等について検討中 具体的な状況： 2. 特に検討していない | |

問6 審議会等委員への女性の登用

| | | | | | |
|--|--------------------------------------|-------------------------|---------------------------------|-------------------|--------|
| | | 調査時点コード | 1:平成31年4月1日 | 2:令和元年5月1日 | 3:その他: |
| 目 標 値 | 令和 2 年度まで | 40 % | | | |
| 根 拠 | 第3次かがわ男女共同参画プラン | | | | |
| 目標設定の対象である審議会等の範囲 | 法令又は条例による設置される附属機関 | | | | |
| 目標設定の対象である審議会等における登用状況 | 調査時点コード | 1 | 審議会等数(65)うち女性委員を含む審議会等数(63) | | |
| | | | 延総委員等数(893)延女性委員等数(324) | 女性比率(36.3) | |
| 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況 | 調査時点コード | 1 | 審議会等数(67)うち女性委員を含む審議会等数(65) | | |
| | | | 延総委員等数(962)延女性委員等数(351) | 女性比率(36.5) | |
| 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況 | 調査時点コード | 1 | 審議会等数(39)うち女性委員を含む審議会等数(38) | | |
| | | | 延総委員等数(622)延女性委員等数(209) | 女性比率(33.6) | |
| 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況 | 調査時点コード | 1 | 審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(6) | | |
| | | | 延総委員等数(66)延女性委員等数(17) | 女性比率(25.8) | |
| 目標値以外の目標設定 | | | | | |
| 女性登用方針 | 人材名簿作成の有無 | 1. 有 2. 無 3. 作成予定有 | 1 | 有の場合、1. 公表 2. 非公表 | 2 |
| | 人材名簿が有る場合 | 掲載人数 | 1863 人 (平成 30 年 4 月現在) | | |
| | そ の 他 | 人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無) | 2 | 委員の公募(1. 有 2. 無) | 1 |
| | そ の 他 (目標を達成していない審議会等についての事前協議の実施) | | | | |

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

| | | | | | |
|-----------|---------|-------------|-----------------|---------|----------|
| | | 調査時点コード | 1:平成31年4月1日 | 3:その他: | |
| | 管理職総数 | (人) | 女 性 管 理 職 の 内 訳 | | |
| | | (A)=(C+E+G) | うち女性管理職数(人) | 女性比率(%) | 部長相当職 |
| 本庁 | 計 | 268 | 29 | 10.8 | 23 |
| | うち一般行政職 | 212 | 29 | 13.7 | 21 |
| 支庁・地方事務所等 | 計 | 158 | 24 | 15.2 | 7 |
| | うち一般行政職 | 99 | 8 | 8.1 | 2 |
| 全体 | 計 | 426 | 53 | 12.4 | 30 |
| | うち一般行政職 | 311 | 37 | 11.9 | 23 |
| 再掲 | 警察関係 | 72 | 2 | 2.8 | 0 |
| | 教育委員会 | 26 | 5 | 19.2 | 2 |
| | | | | | 次長相当職 |
| | | | | | (人) |
| | | | | | うち女性数(F) |
| | | | | | 女性比率 |
| | | | | | (人) |
| | | | | | うち女性数(H) |
| | | | | | 女性比率 |

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

Table with columns for investigation point code, date (1:平成31年4月1日, 3:その他), and job status (課長補佐相当職, 係長相当職) with sub-columns for total count, female count, and female ratio.

問7-3 新規昇任者数(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

Table showing the number of newly promoted staff by position (課長相当職, 課長補佐相当職, 係長相当職) and gender, including counts and percentages.

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

Table listing factors for promotion consideration such as performance, exam results, recommendation, and experience, with checkboxes for each category.

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

Table showing the number of applicants for promotion and grade advancement exams, including total counts and female ratios.

問7-6 女性公務員の採用状況(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

Table showing the hiring status of female public employees, including total counts and female ratios across various levels.

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

Table providing details for the establishment of a comprehensive facility for gender equality, including name, location, management, staff, and main activities.

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

| | | | |
|-------|-----|----------|----|
| 名 称 | | 基金・基本財産額 | 千円 |
| 設置年月日 | 出資者 | | |

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

| | | | | | |
|-------------------------------|---|---|----------------------------|-------|-------|
| 問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無 | 1 | 1. 有 2. 無 | 問10-2 名称等: 香川県各種女性団体協議会 | 加盟団体数 | 23 |
| 問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無 | 2 | 1. 有 2. 無 | | 会 員 数 | 84000 |
| 問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○ | | <input type="checkbox"/> 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 <input type="checkbox"/> 2. 機関誌の発行 <input type="checkbox"/> 3. 広報啓発パンフレット作成 <input type="checkbox"/> 4. その他 (内容: 知事との懇談会を実施) | | | |

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

| |
|--|
| <input type="checkbox"/> 1. 担当者連絡会議の開催 <input type="checkbox"/> 2. 市区町村職員研修会の開催 <input type="checkbox"/> 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 <input type="checkbox"/> 4. 関係情報の収集提供 <input type="checkbox"/> 5. 審議会等女性登用の働きかけ <input type="checkbox"/> 6. 補助金等の交付 (名 称 : 概 要 : 内 容 :) <input type="checkbox"/> 7. その他 (内 容 : 市町へ市町男女共同参画計画、女性活躍推進法の推進計画及びDV計画の策定の働きかけ、全市町へ男女共同参画推進員を配置) |
|--|

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

| |
|---|
| <input type="checkbox"/> 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施 <input type="checkbox"/> 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ <input type="checkbox"/> 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 <input type="checkbox"/> 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施 |
|---|

女性職員の研修受講への配慮

| |
|--|
| <input type="checkbox"/> 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 <input type="checkbox"/> 2. 研修受講職員の男女比を配慮 <input type="checkbox"/> 3. その他 (内 容:) |
|--|

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

| 事 項 | 平成30年度予算 (千円) | 令和元年度予算 (千円) | 備 考 |
|-----------------------|------------------|-----------------|-----|
| 関係予算総額(施設整備費を除く) | 32,663 | 32,602 | |
| 上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合 | 0.00708 % | 0.00698 % | |
| 男女共同参画・女性のための施設整備費 | 0 | 0 | |

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

※該当するもの：○

| | | 項目の設定 |
|---|--|-------|
| 1 | 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定 | |
| 2 | 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定 | |
| 3 | 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定 | ○ |
| 4 | その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。) | ○ |
| | (1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達 | |
| | (2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定 | |
| | (3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定 | |
| | (4) プロポーザル方式における評価項目の設定 | ○ |
| | (5) その他(内容:) | |

↓(具体的に実施している内容:○)

| | | 問14-1 | 問14-2 | 問14-3 | 問14-4 |
|-------|--|----------------------------------|------------------------------------|---|----------------------------|
| | | 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定 | 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定 | 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定 | 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定 |
| 具体的項目 | ① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得 | | | | ○ |
| | ② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象) | | | | ○ |
| | ③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象) | | | | |
| | ④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得 | | | | |
| | ⑤ 役員に占める女性割合に関する項目 | | | | |
| | ⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目 | | | | |
| | ⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等) | | | | |
| | ⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等) | | | | ○ |
| | ⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組 | | | | |
| | ⑩ 短時間正社員制度の導入 | | | | |
| | ⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組 | | | | |
| | ⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く) | | | | |
| | ⑬ その他 | | | ○ | ○ |

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

| | | 企業の登録・認定・認証制度 | 企業の表彰制度 |
|-------------------------------------|---|---------------|---------|
| 企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無) | | 1 | 1 |
| 選定等の基準 | 1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得 | | |
| | 2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象) | ○ | ○ |
| | 3 役員に占める女性割合に関する項目 | | |
| | 4 管理職に占める女性割合に関する項目 | | |
| | 5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組 | | ○ |
| | 6 その他「登用促進等」に関する項目 | | ○ |
| | 7 仕事と育児・介護を両立するための取組 | ○ | ○ |
| | 8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組 | | ○ |
| | 9 短時間正社員制度の導入 | | ○ |
| | 10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組 | | ○ |
| | 11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く) | | |
| | 12 その他 | ○ | ○ |

| | |
|--------------------------|---|
| → 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称 | かがわ働き方改革推進宣言(12)、子育て行動計画策定企業認証(2、7)、かがわ女性キラサポ宣言(12) |
| → 「企業の表彰制度」の具体的な名称 | かがわ働き方改革推進大賞表彰(2、5、7、8、9、10、12)、かがわ女性キラサポ大賞(2、6、7、8、12) |

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

| | | | | |
|-----------------|---|---|--------------------------|-------------|
| 1 ある | 1 | → | 女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称 | かがわ働く女性応援会議 |
| 2 現在は無いが、今後検討する | | | 上記以外の具体的な名称 | |

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

| | | | | |
|---|--------------|---|----------|-----------------|
| 問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表 | 1 | 1. 有 2. 無 | 問17-1 名称 | かがわの男女共同参画年次報告書 |
| 問17-1 公表周期 | 1. 定期 2. 不定期 | 1 | 定期の場合 | 1 年 |
| 公表主体 (※ 該当するもの:○) | ○ | 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 () | | |

問18-1 令和元年度実施予定事業

| 名 称 | 事 業 内 容 等 | 参加予定者数 | 時 期 |
|--|---|--|---|
| 1. 広報啓発 ・ 男女共同参画推進員 ・ 男女共同参画推進広報啓発 ・ 年次報告書作成 ・ DV予防啓発講演会 ・ 男女共同参画協働事業 ・ 働く女性活躍促進啓発事業 | 全市町に「かがわ男女共同参画推進員」を委嘱し、県条例・計画などの推進のため、地域で男女平等意識の啓発などの活動を求める。 「男女共同参画週間」及び「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、パネル展を実施する。 前年度末時点の男女共同参画施策の推進状況を公表するための報告書を作成する。 「配偶者からの暴力を許さない社会づくり」の啓発を推進するための講演会を開催する。 男女共同参画に関する特定課題解決のための事業について、企画を募集し、2事業を委託する。 女性が活躍できる職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業等の目標や活動内容を県HPに掲載するとともに、優れた取組みを行っている企業等を表彰し、情報誌・ホームページ等を活用した情報発信を実施する。 | 42人 150人 600人 | 年間 6月、11月 9月 11月 8月、12月 年間 |
| 2. 表彰 ・ かがわ働き方改革推進大賞表彰 ・ かがわ女性キラサポ大賞 | 働き方改革推進宣言を行った企業等の中から、取組みが他の模範となるよう優れている、もしくは着実な成果が認められる取組みについて表彰する。 職場風土の改善、仕事と生活の両立支援、女性の職域拡大等の項目を女性活躍推進自主宣言「かがわ女性キラサポ宣言」として登録する等、働く女性が輝き、男女共に安心していきいきと働き続けられる環境整備に向けた活動を行い、その成果が認められる事業所に大賞を授与する。 | 2社 1社 | 2月 2月 |
| 3. 講座 ・ 働く女性活躍応援セミナー ・ 女性リーダー養成講座 | 女性が結婚や出産後も安心して働き続けられる環境を整備するため、人事・労務担当者向けセミナーと、これから結婚、出産を迎える方向けと現在育児中の方向けのキャリアデザインセミナーを開催する。 女性自身が意識を高め行動することの必要性を意識付け、男性とともに様々な分野へ参画し、リーダーとして責任を果たせる人材を育成するための養成講座を開催する。(4回連続講座) | 人事労務30人(1回) キャリアデザインセミナー各20人(2回) 30人 | 10月～2月 9月～12月 |
| 4. 相談事業 ・ 男女共同参画相談プラザ事業 ・ 女性のための出張お仕事相談会 | かがわ男女共同参画相談プラザを設置し、男女共同参画の視点から、性別による差別など様々な悩みや問題についての相談に対応する。 潜在的な女性労働者の労働意欲を喚起し、就労に関する相談や再就職に役立つ情報の提供などを行う相談会(3回程度)を開催する。 | 40人 | 年間 10月～2月 |
| 5. 情報収集・提供 ・ 男女共同参画ライブラリー事業 ・ HP「かがわ女性の輝き応援団」 | 関連図書、ビデオ等の収集・整理・貸出を行う。 県のホームページにおいて、男女共同参画に関する情報を提供する。 | | 年間 年間 |
| 6. 苦情処理 ・ 苦情処理専門委員会 | 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等に関する県民又は事業者からの苦情に対処する。 | | 年間 |
| 7. 交流促進 ・ 男女共同参画交流室 | 男女共同参画に関する登録団体への活動支援として交流の場を提供する。 | | 年間 |
| 8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 働き方改革推進アドバイザー | 県内中小企業に働き方改革を推進するためのアドバイザーを派遣し、働き方改革の説明や事例紹介、各種認証制度等についての紹介、企業における働き方改革を推進する。 | 300社 | 年間 |
| 9. 国際交流・海外派遣事業 ・ | | | |
| 10. 調査研究 ・ | | | |
| 11. その他 ・ 男女共同参画審議会 ・ 未来をつくるリケジョフェスタinかがわ ・ 性暴力被害者支援センター「オーリーブかがわ」 ・ 男女共同参画における課題解決活動支援事業 | 条例に基づき男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議する。 女子中高生や保護者などを対象に、理工系分野の進路・職業への興味や関心、理解を高めるための講演会や交流会を開催する。 性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「オーリーブかがわ」を運営する。 男女共同参画の推進に資し、地域や他の団体への波及が見込めるモデル的事业について、地域団体等から企画案を公募・選定し、委託する。 | 15人/回 120人 860人 | 9月 8月 年間 8月～2月 |

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

| 調査時点コード | | 1:平成31年4月1日 | 3:その他: |
|---|---|-------------|--------|
| 議 会 名 | 香川県議会 | | |
| 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無 | 1.欠席事由として明記した規定がある。 2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない, 不平等) | 1 | |
| (欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。 | 1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。 | 3 | |
| 休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無 | 1. あり 2. なし 3. その他 | 2 | |
| 議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無 | | | |
| | 1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。 | | |
| 配偶者の出産 | 4 | | |
| 育児 | 4 | | |
| 家族の看護 | 4 | | |
| 家族の介護 | 4 | | |
| 疾病 | 1 | | |
| その他 | 4 なし | | |
| 明記した規定(規則、条例等)の内容 | | | |
| 規 則 名 | 香川県議会会議規則 | | |
| 条文本文 | | | |
| 第16条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため会議に出席できないときは、その理由を付け議長に届け出なければならない。 | | | |
| 男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)の実施状況 | 1. 男女共同参画に関する研修を行っている。 2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。 3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。 4. 行っていない。 | 4 | |
| 議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況 | 1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし | 4 | |
| 議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況 | 1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし | 4 | |
| 政治分野の男女共同参画のために実施していること | | | |

調査時点コード: 1

1. 平成31年4月1日 2. 令和元年5月1日 3. その他 ()

1. 都道府県における首長等の状況

| | | | |
|-----|----|---------------|--------------------------|
| 知事 | 2 | 1. 女性 2. 男性 | 任期: 平成30年9月5日 ~ 令和4年9月4日 |
| 副知事 | 1人 | (女性 0人、男性 1人) | |

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

| 設置 | 審議会等名 | 委員総数(人) | うち女性委員数(人) | 女性委員の割合(%) | 備考 |
|----|---|---------|------------|------------|----|
| | 1 都道府県防災会議(会長を含む) | 60 | 8 | 13.3 | |
| | 都道府県防災会議(委員のみ) | 59 | 8 | 13.6 | |
| | 1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員 | 17 | 0 | 0.0 | |
| | 2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長 | 1 | 0 | 0.0 | |
| | 3号 当該都道府県の教育委員会の教育長 | 1 | 0 | 0.0 | |
| | 4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長 | 1 | 0 | 0.0 | |
| | 5号 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者 | 7 | 2 | 28.6 | |
| | 6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者 | 4 | 0 | 0.0 | |
| | 7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者 | 20 | 1 | 5.0 | |
| | 8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者 | 8 | 5 | 62.5 | |
| | 2 国土利用計画地方審議会 | 15 | 8 | 53.3 | |
| | 3 土地利用審査会 | 7 | 3 | 42.9 | |
| | 4 都道府県交通安全対策会議 | 26 | 5 | 19.2 | |
| × | 5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。 | | | | |
| | 6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会) | 29 | 12 | 41.4 | |
| | 7 精神医療審査会 | 20 | 8 | 40.0 | |
| × | 8 都道府県生活衛生適正化審議会 | | | | |
| | 9 都道府県医療審議会 | 22 | 9 | 40.9 | |
| | 10 准看護師試験委員会 | 16 | 10 | 62.5 | |
| | 11 麻薬中毒審査会 | 5 | 3 | 60.0 | |
| | 12 地方社会福祉審議会 | 21 | 7 | 33.3 | |
| | 13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関 | 19 | 10 | 52.6 | |
| | 14 国民健康保険審査会 | 9 | 4 | 44.4 | |
| | 15 都道府県農業共済保険審査会 | 8 | 4 | 50.0 | |
| | 16 都道府県森林審議会 | 14 | 6 | 42.9 | |
| | 17 都道府県建設工事紛争審査会 | 9 | 3 | 33.3 | |
| | 18 建築審査会 | 7 | 3 | 42.9 | |
| | 19 都道府県建築士審査会 | 7 | 3 | 42.9 | |
| | 20 都道府県都市計画審議会 | 13 | 5 | 38.5 | |
| | 21 開発審査会 | 7 | 3 | 42.9 | |
| | 22 私立学校審議会 | 12 | 5 | 41.7 | |
| | 23 石油コンビナート等防災本部 | 22 | 1 | 4.5 | |
| × | 24 公害健康被害認定審査会 | | | | |
| × | 25 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会) | | | | |
| | 26 都道府県児童福祉審議会 | 20 | 9 | 45.0 | |
| | 27 地方港湾審議会 | 21 | 6 | 28.6 | |
| × | 28 土地区画整理審議会 | | | | |
| | 29 教科用図書選定審議会 | 10 | 5 | 50.0 | |
| | 30 介護保険審査会 | 15 | 6 | 40.0 | |
| | 31 都道府県固定資産評価審議会 | 10 | 4 | 40.0 | |
| | 32 感染症の診査に関する協議会 | 18 | 8 | 44.4 | |
| | 33 警察署協議会 | 65 | 26 | 40.0 | |
| | 34 土地収用事業認定審議会 | 7 | 3 | 42.9 | |
| | 35 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会 | 5 | 2 | 40.0 | |
| | 36 国民保護協議会 | 34 | 2 | 5.9 | |
| × | 37 地方独立行政法人評価委員会 | | | | |
| × | 38 市街地再開発審査会 | | | | |
| × | 39 都道府県職員委員会 | | | | |
| × | 40 自然再生協議会 | | | | |
| | 41 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等) | 5 | 2 | 40.0 | |
| | 42 後期高齢者医療審査会 | 9 | 4 | 44.4 | |
| | 43 留置施設視察委員会 | 4 | 1 | 25.0 | |
| | 44 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会 | 22 | 2 | 9.1 | |
| | 45 指定難病審査会 | 7 | 0 | 0.0 | |
| | 46 小児慢性特定疾病審査会 | 5 | 1 | 20.0 | |
| | 47 行政不服審査会 | 6 | 3 | 50.0 | |
| | 48 国民健康保険運営協議会 | 11 | 5 | 45.5 | |
| | 49 | | | | |
| | 50 | | | | |
| | 51 | | | | |
| | 52 | | | | |
| | 53 | | | | |
| | 合計 | 622 | 209 | 33.6 | |
| | 女性委員0の審議会数 | 1 | | | |

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

| | 委員会等名 | 委員総数 (人) | うち女性委員数 (人) | 女性委員の割合 (%) | 備考 |
|---|------------|-------------|----------------|----------------|----|
| 1 | 教育委員会 | 5 | 3 | 60.0 | |
| 2 | 選挙管理委員会 | 4 | 0 | 0.0 | |
| 3 | 人事委員会 | 3 | 0 | 0.0 | |
| 4 | 監査委員 | 4 | 0 | 0.0 | |
| 5 | 公安委員会 | 3 | 1 | 33.3 | |
| 6 | 都道府県労働委員会 | 15 | 5 | 33.3 | |
| 7 | 収用委員会 | 7 | 3 | 42.9 | |
| 8 | 海区漁業調整委員会 | 15 | 2 | 13.3 | |
| 9 | 内水面漁場管理委員会 | 10 | 3 | 30.0 | |
| | 合 計 | 66 | 17 | 25.8 | |
| | 女性委員0の委員会数 | 3 | | | |